

# **Press Release**

厚生労働省 千葉労働局発表 平成30年11月19日

# 【照会先】

千葉労働局職業安定部

職業対策課長補佐若林 正一職業対策課長補佐屋田 真高齢者対策担当官鈴木 ひろ子

電 話 043-221-4392

# 報道関係者 各位

# 平成30年「高年齢者の雇用状況」集計結果

千葉労働局(局長 高橋 秀誠)では、高年齢者を65歳まで雇用するための「高年齢者雇用確保措置」の実施状況など、平成30年「高年齢者の雇用状況」(6月1日現在)の集計結果をまとめましたので、公表します。

### 【集計結果の主なポイント】

### 1 高年齢労働者の状況

- 31人以上規模企業における60歳以上の労働者数は110,587人と全労働者の14.9%
  - → 平成21年と比較すると、56,841人(105.8%)増加
- ※ 31人以上規模企業は「高年齢者雇用状況報告書」受理開始初年度との比較。
- 51人以上規模企業における60歳以上の労働者数は97.500人、全労働者の14.5%
  - → 平成17年と比較すると、73,119人 (299.9%) 増加
  - ※ 51人以上規模企業は雇用確保措置義務化前の平成17年と比較。

# 2 高年齢者雇用確保措置の実施状況

31人以上規模企業における高年齢者雇用確保措置を実施している企業割合は99.6%(増減なし)

- ① 中小企業 (31~300人規模) は 99.6%の実施 (増減なし)
- ② 大企業(301人以上規模)は 100.0%の実施(前年から0.3P増加)

### 3 定年制の廃止及び65歳以上定年企業の状況

31人以上規模企業における定年制の廃止及び65歳以上定年企業は1,345社(前年から138社増)、報告対象企業(4,600社)に対する割合は29.2%(前年から1.9ポイント上昇)

- ① 定年制廃止企業は217社(同27社増)、企業割合4.7%(同0.4ポイント上昇)
- ② 65歳以上定年企業は1,128社(同111社増)、企業割合は24.5%(同1.5ポイント上昇) 【定年制の廃止企業】
  - ・中小企業は213社(同26社増)、企業割合5.0%(同0.4ポイント上昇)
  - ・大企業は4社(同1社増)、企業割合1.1%(同0.3ポイント上昇)

### 【65歳以上定年企業】

- ・中小企業は1,074社(同106社増)、企業割合25.4%(同1.6ポイント上昇)
- ・大企業は54社(同5社増)、企業割合14.8%(同1.2ポイント上昇)

# 4 66歳以上働ける制度のある企業の状況 【全国平均は27.6%、全国7位】

31人以上規模企業における66歳以上働ける制度のある企業は1,590社、企業割合は34.6%であった。

- ① 中小企業は1,490社、企業割合35.2%
- ② 大企業は100社、企業割合27.5%

# 5 70歳以上働ける制度のある企業の状況 【全国平均は25.8%、全国6位】

31人以上規模企業における70歳以上働ける制度のある企業は1,517社と前年から202社増加し企業割合は33.0%となり、前年から3.3ポイント上昇した。

- ① 中小企業は1,422社(同175社増加)、企業割合33.6%(同3.0ポイント上昇)
- ② 大企業は95社 (同27社増加)、企業割合26.1% (同7.2ポイント上昇)

### 6 課題と取組み

法により義務付けられた雇用確保措置が実施できていない18社(報告対象企業の0.4%)に対しては、重点的な個別指導を実施し、早期改善を図ります。

働き続けることを希望する全ての労働者が、66歳以上まで雇用される企業割合は、前年から1.5P増加し14.5%となったものの、年齢にかかわりなく働き続けることができる社会の実現のためには、更にこれを高める必要があります。

千葉労働局・ハローワークでは、65歳以上への定年の引上げや定年の廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のための支援策である「65歳超雇用推進助成金」の活用促進を図り、生涯現役社会の実現に取り組みます。

※ 高年齢者が年齢にかかわりなく働き続けることができる生涯現役社会の実現に向け、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では 65 歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を講じるよう義務付け、毎年6月1日現在の高年齢者の雇用状況の報告を求めています。

今回の集計結果は、この雇用状況を報告した従業員 31 人以上の企業 4,600 社の状況をまとめたものです。なお、この集計では、従業員 31 人~300 人規模を「中小企業」、301 人以上規模を「大企業」としています。

### <集計対象>

千葉県内の常時雇用する労働者が 31 人以上の企業 4,600 社 (昨年度実績 4,428 社)

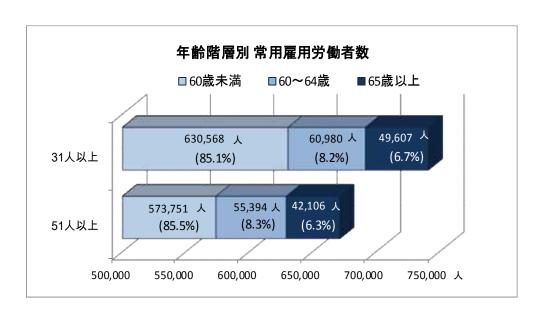
ú	<b>全業規模区分</b>	企業数	対前年差
	合 計	4,600 社	172 社 (+3.9%)
大企業	301 人以上規模	364 社	5 社 (+1.4%)
	小 計	4,236 社	167 社 (+4.1%)
中小企業	31~50 人規模	1,783 社	93 社 (+5.5%)
	51~300 人規模	2,453 社	74 社 (+3.1%)

# 1 高年齢労働者の状況

# (1) 年齢階級別の常用労働者数について【表 10 参照】

31 人以上規模企業における常用労働者数 741,155 人のうち、60 歳以上の常用労働者数は 110,587 人で全常用労働者の 14.9%を占めている。

年齢階級別に見ると、60~64歳が60,980人(8.2%)、65~69歳が33,094人(4.5%)、70歳以上が16,513人(2.2%)となっている。



# (2) 雇用確保措置の義務化後の高年齢労働者の推移【表 10 参照】

51人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は97,500人であり、雇用確保措置の義務化前(平成17年)と比較すると、73,119人(299.9%)増加している。

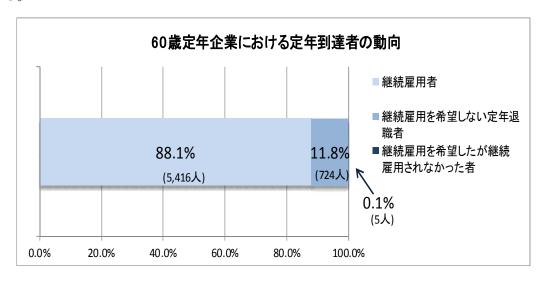
全労働者に対する割合は14.5%となり、平成17年から8.4ポイント増加した。



# 2 定年到達者等の動向について

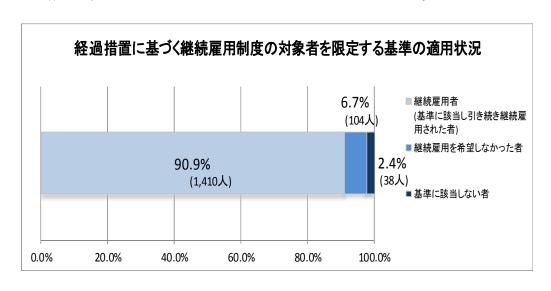
### (1) 定年到達者の動向【表 9-1 参照】

過去1年間(平成29年6月1日から平成30年5月31日)の60歳定年企業における定年到達者(6,145人)のうち、継続雇用された者は5,416人(88.1%)(うち子会社・関連会社等での継続雇用者は206人)、継続雇用を希望しない定年退職者は724人(11.8%)、継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者は5人(0.1%)となっている。



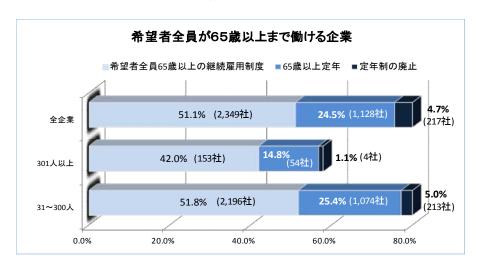
# (2) 経過措置\*\* に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況【表 9-2 参照】 過去1年間(平成 29 年6月1日から平成 30 年5月 31 日)に、経過措置に基づく対象 者を限定する基準がある企業において、基準を適用できる年齢(62 歳)に到達した者 (1,552人)のうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は1,410人(90.9%)、継続雇用の更新を希望しなかった者は104人(6.7%)、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は38人(2.4%)となっている。

※ 改正高年齢者雇用安定法の施行(平成25年4月1日)の際、既に労使協定により継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定めている事業主は、対象者の年齢を平成37年3月31日まで段階的に引き上げながら当該基準を定めて用いることができるとされる。

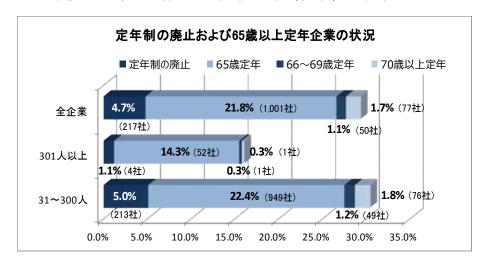


# 3 希望者全員が65歳以上まで働ける企業等について

- (1) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況【表4参照】
  - 希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業は 3,694 社(前年から 194 社増加)、報告した全ての企業に占める割合は 80.3%(同 1.3 ポイント上昇)となっている。
  - ① 中小企業では3,483 社(同181 社増加)、82.2%(同1.0 ポイント上昇)、
  - ② 大企業では211社(同13社増加)、58.0%(同2.8ポイント上昇)となっている。



- (2) 定年制の廃止および65歳以上定年企業の状況【表4参照】
  - ① 定年制を廃止している企業は、217 社(同 27 社増加)、報告した全ての企業に占める割合は 4.7%(同 0.4 ポイント上昇)となっている。
    - 中小企業では213社(同26社増加)、5.0%(同0.4ポイント上昇)、
    - 大企業では4社(同1社増加)、1.1%(同0.3ポイント上昇)
  - ② 65 歳以上定年企業は、1,128 社(同 111 社増加)、報告した全ての企業に占める 割合は 24.5%(同 1.5 ポイント上昇)となっている。
    - 中小企業では 1.074 社(同 106 社増加)、25.4%(同 1.6 ポイント上昇)、
    - 大企業では54社(同5社増加)、14.8%(同1.2ポイント上昇)
  - ③ 定年年齢別に見ると、
    - 65 歳定年の企業は 1,001 社(同 96 社増加)、21.8%(同 1.4 ポイント上昇)、
    - 66~69 歳定年の企業は50社(同10社増加)、1.1%(同0.2ポイント上昇)、
    - 70歳以上定年の企業は77社(同5社増加)、1.7%(同0.1ポイント上昇)

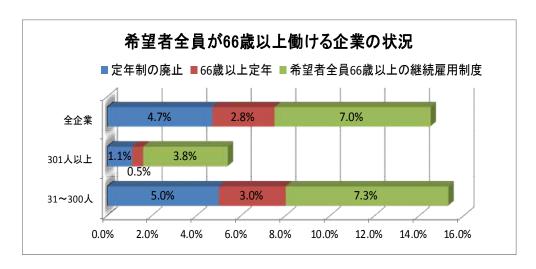


### (3) 66 歳以上働ける制度のある企業の状況【表 6 参照】

66 歳以上働ける制度のある企業は、1,590 社、報告した全ての企業に占める割合は34.6%となっている。

希望者全員が 66 歳以上まで働ける継続雇用制度を導入している企業は、668 社 (同 92 社増加)、報告した全ての企業に占める割合は 14.5% (同 1.5 ポイント上昇) となっている。

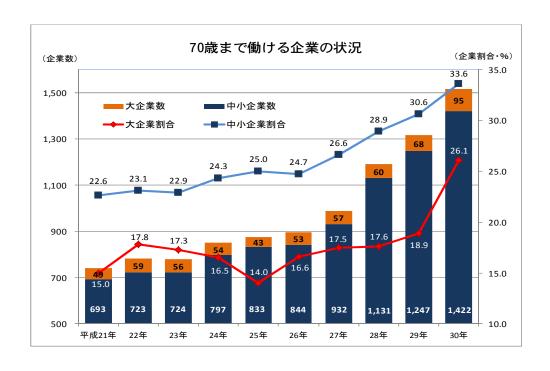
- ① 中小企業では648社(同84社増加)、15.3%(同1.4ポイント上昇)
- ② 大企業では20社(同8社増加)、5.5%(同2.2ポイント上昇)



# (4) 70歳以上働ける制度のある企業の状況【表7参照】

70 歳以上働ける制度のある企業は、1,517 社(同 202 社増加)、報告した全ての企業に占める割合は33.0%(同 3.3 ポイント上昇)となっている。

- ① 中小企業では1,422 社(同 175 社増加)、33.6%(同 3.0 ポイント上昇)、
- ② 大企業では95社(同27社増加)、26.1%(同7.2ポイント上昇)



# 4 高年齢者雇用確保措置の実施状況

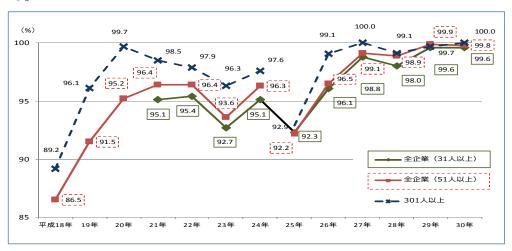
### (1) 全体の状況【表1参照】

高年齢者雇用確保措置(以下「雇用確保措置」という。)の実施済企業の割合は99.6%(4,582 社)(対前年増減なし)、51 人以上規模の企業で99.8%(2,811 社)(同0.1 ポイント低下)となっている。

雇用確保措置が未実施である企業の割合は 0.4%(18 社)(同増減なし)、51 人以 上規模企業で 0.2%(6 社)(同 0.1 ポイント上昇)となっている。

# (2) 企業規模別の状況【表1参照】

雇用確保措置の実施済企業の割合を企業規模別に見ると、大企業では 100.0% (364 社) (同 0.3 ポイント上昇)、中小企業では 99.6% (4,218 社) (同増減なし)となっている。

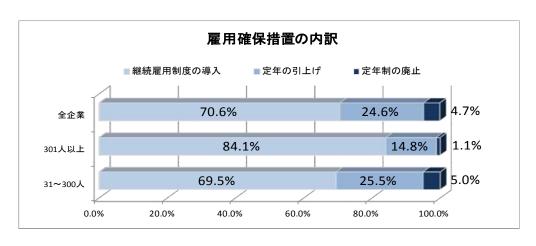


※ 平成25年4月に制度改正(継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止)があったため、 平成24年と25年の数値は単純比較できない。

### (3) 雇用確保措置の内訳【表 3-1 参照】

定年制度(①、②)により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度(③)により雇用 確保措置を講じる企業の比率が高い。

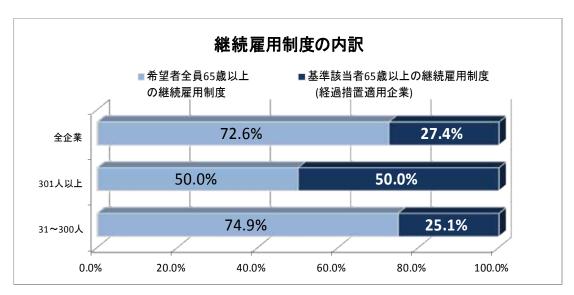
- ① 「定年制の廃止」により雇用確保措置を講じている企業は 4.7% (217 社)
- ② 「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業は24.6%(1,128社)
- ③「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業は70.6%(3,237社)



# (4) 継続雇用制度の内訳【表 3-2 参照】

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業(3,237 社)のうち、

- ① 希望者全員を対象とする 65 歳以上の継続雇用制度を導入している企業は 72.6% (2,349 社)(同 1.0 ポイント上昇)、
- ② 高年齢者雇用安定法一部改正法の経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業(経過措置適用企業)は27.4% (888 社)(同 1.0 ポイント低下)となっている。



### (5) 継続雇用先の内訳【表 3-3 参照】

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業(3,237社)の継続雇用 先について、自社のみである企業は95.6%(3,094社)(同0.6ポイント上昇)、自社以 外の継続雇用先(親会社・子会社、関連会社等)のある企業は4.4%(143社)(同0.6ポイント低下)となっている。

# 表1 雇用確保措置の実施状況

(社、%)

	①実施:	済み	②未到	実施	合計(①	)+②)
31~300人	4,218	(4,053)	18	(16)	4,236	(4,069)
31~300人	99.6%	(99.6%)	0.4%	(0.4%)	100.0%	(100.0%)
31~50人	1,771	(1,677)	12	(13)	1,783	(1,690)
31~30人	99.3%	(99.2%)	0.7%	(0.8%)	100.0%	(100.0%)
51~300人	2,447	(2,376)	6	(3)	2,453	(2,379)
51~300人	99.8%	(99.9%)	0.2%	(0.1%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	364	(358)	0	(1)	364	(359)
301人以工	100.0%	(99.7%)	0.0%	(0.3%)	100.0%	(100.0%)
31人以上	4,582	(4,411)	18	(17)	4,600	(4,428)
総計	99.6%	(99.6%)	0.4%	(0.4%)	100.0%	(100.0%)
51人以上	2,811	(2,734)	6	(4)	2,817	(2,738)
総計	99.8%	(99.9%)	0.2%	(0.1%)	100.0%	(100.0%)

<sup>※()</sup>内は、平成29年6月1日現在の数値。

# 表2 規模別・産業別実施状況

(%)

									(%)
		1)	実施済企	注 業割	合	25	未実施企	<b>主業割</b> 1	<u> </u>
	31~50人	99	.3%	(99	.2%)	0.	7%	(0.	8%)
	51~100人	99	.7%	(99	.8%)	0.	3%	(0.:	2%)
規	101~300人	99	.8%	(100	0.0%)	0.	2%	(0.0	0%)
規 模 別	301~500人	100	0.0%	(99	.4%)	0.	О%	(0.	6%)
別	501~1,000人	100	0.0%	(100	0.0%)	0.	О%	(0.0	0%)
	1,001人以上	100	0.0%	(100	0.0%)	0.	О%	(0.0	0%)
	合 計	99	.6%	(99	.6%)	0.	4%	(0.4	4%)
		31人	.以上	51人	以上	31人	.以上	51人	以上
	農、林、漁業	100.0%	(97.1%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(2.9%)	0.0%	(0.0%)
	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	建設業	100.0%	(99.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(1.0%)	0.0%	(0.0%)
	製造業	99.7%	(99.6%)	99.8%	(100.0%)	0.3%	(0.4%)	0.2%	(0.0%)
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	情報通信業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	運輸、郵便業	99.5%	(99.5%)	100.0%	(99.7%)	0.5%	(0.5%)	0.0%	(0.3%)
	卸売業、小売業	99.7%	(99.7%)	99.7%	(99.7%)	0.3%	(0.3%)	0.3%	(0.3%)
産 業 別	金融業、保険業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
未 別	不動産業、物品賃貸業	98.7%	(100.0%)	97.6%	(100.0%)	1.3%	(0.0%)	2.4%	(0.0%)
	学術研究、専門・技術サービス業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	宿泊業、飲食サービス業	98.2%	(100.0%)	98.7%	(100.0%)	1.8%	(0.0%)	1.3%	(0.0%)
	生活関連サービス業、娯楽業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	教育、学習支援業	97.9%	(100.0%)	98.8%	(100.0%)	2.1%	(0.0%)	1.2%	(0.0%)
	医療、福祉	99.5%	(99.8%)	99.8%	(99.7%)	0.5%	(0.2%)	0.2%	(0.3%)
	複合サービス事業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	サービス業(他に分類されないもの)	100.0%	(99.3%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.7%)	0.0%	(0.0%)
	その他	-	(100.0%)	-	(100.0%)	-	(0.0%)	-	(0.0%)
	合 計	99.6%	(99.6%)	99.8%	(99.9%)	0.4%	(0.4%)	0.2%	(0.1%)

<sup>※()</sup>内は、平成29年6月1日現在の数値。

<sup>※</sup>本集計は原則小数点第2位以下を四捨五入している。

# 表3-1 雇用確保措置実施企業における措置内容の内訳

(社、%)

	①定年制	の廃止	②定年の	引上げ	③継続雇用制	度の導入	合計(①+	<b>②+③</b> )
31~300人	213	(187)	1,074	(968)	2,931	(2,898)	4,218	(4,053)
31~300人	5.0%	(4.6%)	25.5%	(23.9%)	69.5%	(71.5%)	100.0%	(100.0%)
31~50人	144	(116)	495	(442)	1,132	(1,119)	1,771	(1,677)
31~50人	8.1%	(6.9%)	28.0%	(26.4%)	63.9%	(66.7%)	100.0%	(100.0%)
51~300人	69	(71)	579	(526)	1,799	(1,779)	2,447	(2,376)
31.0300	2.8%	(3.0%)	23.7%	(22.1%)	73.5%	(74.9%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	4	(3)	54	(49)	306	(306)	364	(358)
301781	1.1%	(0.8%)	14.8%	(13.7%)	84.1%	(85.5%)	100.0%	(100.0%)
31人以上総計	217	(190)	1,128	(1,017)	3,237	(3,204)	4,582	(4,411)
31人以上移制	4.7%	(4.3%)	24.6%	(23.1%)	70.6%	(72.6%)	100.0%	(100.0%)
51人以上総計	73	(74)	633	(575)	2,105	(2,085)	2,811	(2,734)
いスタエ移引	2.6%	(2.7%)	22.5%	(21.0%)	74.9%	(76.3%)	100.0%	(100.0%)

<sup>※()</sup>内は、平成29年6月1日現在の数値。

# 表3-2 継続雇用制度の内訳

(社、%)

	① 希望者全員 の継続雇		② 基準該当者 の継続雇 (経過措置派	65歳以上 用制度	合計(①+	·②)
31~300人	2,196	(2,147)	735	(751)	2,931	(2,898)
31~300	74.9%	(74.1%)	25.1%	(25.9%)	100.0%	(100.0%)
31~50人	927	(915)	205	(204)	1,132	(1,119)
31~50	81.9%	(81.8%)	18.1%	(18.2%)	100.0%	(100.0%)
51~300人	1,269	(1,232)	530	(547)	1,799	(1,779)
51~300人	70.5%	(69.3%)	29.5%	(30.7%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	153	(146)	153	(160)	306	(306)
3017/81	50.0%	(47.7%)	50.0%	(52.3%)	100.0%	(100.0%)
31人以上総計	2,349	(2,293)	888	(911)	3,237	(3,204)
31人以上総訂	72.6%	(71.6%)	27.4%	(28.4%)	100.0%	(100.0%)
E1 I PI L 40-41	1,422	(1,378)	683	(707)	2,105	(2,085)
51人以上総計	67.6%	(66.1%)	32.4%	(33.9%)	100.0%	(100.0%)

<sup>※()</sup>内は、平成29年6月1日現在の数値。

# 表3-3 継続雇用先の内訳

																			(11, 70)
							自社	以外の	継続原	配用先が	がある	企業							
		① 自社 <i>0</i>	自社のみ 自社、 親会社・ 子会社			③ 自社 関連会	t.	④ 自社 親会: 子会: 関連会	t、 社・ 社、	⑤ 親会: 子会	性・	⑥ 親会: 子会: 関連会	社・ 社、	⑦ 関連: 等	会社	小1 (②~		合! (①~	
Ī.		2,829	(2,790)	57	(63)	18	(13)	18	(16)	5	(9)	1	(1)	3	(6)	102	(108)	2,931	(2,898)
31	~300人	96.5%	(96.3%)	1.9%	(2.2%)	0.6%	(0.4%)	0.6%	(0.6%)	0.2%	(0.3%)	0.0%	(0.0%)	0.1%	(0.2%)	3.5%	(3.7%)	100.0%	(100.0%)
	31~	1,102	(1,094)	9	(16)	8	(3)	9	(1)	2	(3)	0	(0)	2	(2)	30	(25)	1,132	(1,119)
	50人	97.3%	(97.8%)	0.8%	(1.4%)	0.7%	(0.3%)	0.8%	(0.1%)	0.2%	(0.3%)	0.0%	(0.0%)	0.2%	(0.2%)	2.7%	(2.2%)	100.0%	(100.0%)
	51~	1,727	(1,696)	48	(47)	10	(10)	9	(15)	3	(6)	1	(1)	1	(4)	72	(83)	1,799	(1,779)
	300人	96.0%	(95.3%)	2.7%	(2.6%)	0.6%	(0.6%)	0.5%	(0.8%)	0.2%	(0.3%)	0.1%	(0.1%)	0.1%	(0.2%)	4.0%	(4.7%)	100.0%	(100.0%)
	301人	265	(255)	18	(24)	3	(3)	17	(16)	3	(7)	0	(0)	0	(1)	41	(51)	306	(306)
	以上	86.6%	(83.3%)	5.9%	(7.8%)	1.0%	(1.0%)	5.6%	(5.2%)	1.0%	(2.3%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.3%)	13.4%	(16.7%)	100.0%	(100.0%)
3	1人以上	3,094	(3,045)	75	(87)	21	(16)	35	(32)	8	(16)	1	(1)	3	(7)	143	(159)	3,237	(3,204)
	総計	95.6%	(95.0%)	2.3%	(2.7%)	0.6%	(0.5%)	1.1%	(1.0%)	0.2%	(0.5%)	0.0%	(0.0%)	0.1%	(0.2%)	4.4%	(5.0%)	100.0%	(100.0%)
	51人 以上	1,992	(1,951)	66	(71)	13	(13)	26	(31)	6	(13)	1	(1)	1	(5)	113	(134)	2,105	(2,085)
	総計	94.6%	(93.6%)	3.1%	(3.4%)	0.6%	(0.6%)	1.2%	(1.5%)	0.3%	(0.6%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.2%)	5.4%	(6.4%)	100.0%	(100.0%)

<sup>※()</sup>内は、平成29年6月1日現在の数値。

<sup>※「</sup>合計」は表1の「①実施済み」に対応している。

<sup>※「</sup>②定年の引上げ」は65歳以上のウェイルのでは、030 ※「②定年の引上げ」は65歳以上のウェイルでは、「③継続雇用制度の導入」は定年年齢は65歳未満だが継続雇用制度の年齢を65歳以上としている企業を、それぞれ計上している。

<sup>※「</sup>合計」は表3-1の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

<sup>※「</sup>合計」は表3-1の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

# 表4 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

							-			(12())
		①  の廃止	(65歳以	② .上定年	希望者全	3 員65歳以上 雇用制度		·計 ②+③)	報告した会	こての企業
31~300人	213	(187)	1,074	(968)	2,196	(2,147)	3,483	(3,302)	4,236	(4,069)
31~300人	5.0%	(4.6%)	25.4%	(23.8%)	51.8%	(52.8%)	82.2%	(81.2%)	100.0%	(100.0%)
21 50	144	(116)	495	(442)	927	(915)	1,566	(1,473)	1,783	(1,690)
31~50人	8.1%	(6.9%)	27.8%	(26.2%)	52.0%	(54.1%)	87.8%	(87.2%)	100.0%	(100.0%)
E1200 l	69	(71)	579	(526)	1,269	(1,232)	1,917	(1,829)	2,453	(2,379)
51~300人	2.8%	(3.0%)	23.6%	(22.1%)	51.7%	(51.8%)	78.1%	(76.9%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	4	(3)	54	(49)	153	(146)	211	(198)	364	(359)
301人以工	1.1%	(0.8%)	14.8%	(13.6%)	42.0%	(40.7%)	58.0%	(55.2%)	100.0%	(100.0%)
31人以上	217	(190)	1,128	(1,017)	2,349	(2,293)	3,694	(3,500)	4,600	(4,428)
総計	4.7%	(4.3%)	24.5%	(23.0%)	51.1%	(51.8%)	80.3%	(79.0%)	100.0%	(100.0%)
51人以上	73	(74)	633	(575)	1,422	(1,378)	2,128	(2,027)	2,817	(2,738)
総計	2.6%	(2.7%)	22.5%	(21.0%)	50.5%	(50.3%)	75.5%	(74.0%)	100.0%	(100.0%)

<sup>※()</sup>内は、平成29年6月1日現在の数値。

<sup>※「</sup>希望者全員が65歳以上まで働ける企業」は「定年制の廃止」、「65歳以上定年」及び「希望者全員65歳以上の継続雇用制度」 の合計である。

<sup>※「</sup>報告した全ての企業」は表1の「合計」に対応している。

# 表5 定年制の廃止および65歳以上定年企業の状況

K						(11.70)
					7	
			②65歳以上定年			報告した全ての
	① 定年制の廃止	65歳	66~69歳	70歳以上	合計 (①+②)	企業
04 - 000	<b>213</b> (187)	949 (857)	<b>49</b> (39)	<b>76</b> (72)	<b>1,287</b> (1,155)	<b>4,236</b> (4,069)
31~300人	<b>5.0%</b> (4.6%)	<b>22.4%</b> (21.1%)	<b>1.2%</b> (1.0%)	<b>1.8%</b> (1.8%)	<b>30.4%</b> (28.4%)	<b>100.0%</b> (100.0%)
31~50人	<b>144</b> (116)	<b>431</b> (381)	<b>23</b> (20)	<b>41</b> (41)	<b>639</b> (558)	<b>1,783</b> (1,690)
31~50人	<b>8.1%</b> (6.9%)	<b>24.2%</b> (22.5%)	<b>1.3%</b> (1.2%)	<b>2.3%</b> (2.4%)	<b>35.8%</b> (33.0%)	<b>100.0%</b> (100.0%)
51~300人	<b>69</b> (71)	<b>518</b> (476)	<b>26</b> (19)	<b>35</b> (31)	<b>648</b> (597)	<b>2,453</b> (2,379)
31~300人	<b>2.8%</b> (3.0%)	<b>21.1%</b> (20.0%)	1.1% (0.8%)	<b>1.4%</b> (1.3%)	<b>26.4%</b> (25.1%)	<b>100.0%</b> (100.0%)
201   121	4 (3)	<b>52</b> (48)	<b>1</b> (1)	1 (0)	<b>58</b> (52)	<b>364</b> (359)
301人以上	1.1% (0.8%)	<b>14.3%</b> (13.4%)	<b>0.3%</b> (0.3%)	0.3% (0.0%)	<b>15.9%</b> (14.5%)	<b>100.0%</b> (100.0%)
31人以上	<b>217</b> (190)	<b>1,001</b> (905)	<b>50</b> (40)	<b>77</b> (72)	<b>1,345</b> (1,207)	<b>4,600</b> (4,428)
総計	<b>4.7%</b> (4.3%)	<b>21.8%</b> (20.4%)	<b>1.1%</b> (0.9%)	<b>1.7%</b> (1.6%)	<b>29.2%</b> (27.3%)	<b>100.0%</b> (100.0%)
51人以上	<b>73</b> (74)	<b>570</b> (524)	<b>27</b> (20)	<b>36</b> (31)	<b>706</b> (649)	<b>2,817</b> (2,738)
総計	<b>2.6%</b> (2.7%)	<b>20.2%</b> (19.1%)	<b>1.0%</b> (0.7%)	<b>1.3%</b> (1.1%)	<b>25.1%</b> (23.7%)	<b>100.0%</b> (100.0%)

<sup>※()</sup>内は、平成29年6月1日現在の数値。

<sup>※「</sup>②65歳以上定年」は表3-1の「②定年の引上げ」に対応している。

<sup>※「</sup>報告した全ての企業」は表1の「合計」に対応している。

# 表6 66歳以上働ける制度のある企業の状況

(社、%)

	① 定年制 <i>0</i>		② 66歳以.		③ 希望者 66歳〕	全員	基準記 66歳	核当者	⑤ その他の 66歳 まで肩	制度で 以上	合 <b>i</b> (①~		合計 (①~		報告した 企:	
31~300人	213	(187)	125	(111)	310	(266)	603	(503)	239	( - )	648	(564)	1,490	( - )	4,236	(4,069)
31~300人	5.0%	(4.6%)	3.0%	(2.7%)	7.3%	(6.5%)	14.2%	(12.4%)	5.6%	( - )	15.3%	(13.9%)	35.2%	( - )	100.0%	(100.0%)
31~50人	144	(116)	64	(61)	143	(119)	229	(198)	81	( - )	351	(296)	661	( - )	1,783	(1,690)
31~30人	8.1%	(6.9%)	3.6%	(3.6%)	8.0%	(7.0%)	12.8%	(11.7%)	4.5%	( - )	19.7%	(17.5%)	37.1%	( - )	100.0%	(100.0%)
51~300人	69	(71)	61	(50)	167	(147)	374	(305)	158	( - )	297	(268)	829	( - )	2,453	(2,379)
31.0300	2.8%	(3.0%)	2.5%	(2.1%)	6.8%	(6.2%)	15.2%	(12.8%)	6.4%	( - )	12.1%	(11.3%)	33.8%	( - )	100.0%	(100.0%)
301人以上	4	(3)	2	(1)	14	(8)	51	(46)	29	( - )	20	(12)	100	( - )	364	(359)
301人放工	1.1%	(0.8%)	0.5%	(0.3%)	3.8%	(2.2%)	14.0%	(12.8%)	8.0%	( - )	5.5%	(3.3%)	27.5%	( - )	100.0%	(100.0%)
31人以上	217	(190)	127	(112)	324	(274)	654	(549)	268	( - )	668	(576)	1,590	( - )	4,600	(4,428)
総計	4.7%	(4.3%)	2.8%	(2.5%)	7.0%	(6.2%)	14.2%	(12.4%)	5.8%	( - )	14.5%	(13.0%)	34.6%	( - )	100.0%	(100.0%)
51人以上	73	(74)	63	(51)	181	(155)	425	(351)	187	( - )	317	(280)	929	( - )	2,817	(2,738)
総計	2.6%	(2.7%)	2.2%	(1.9%)	6.4%	(5.7%)	15.1%	(12.8%)	6.6%	( - )	11.3%	(10.2%)	33.0%	( - )	100.0%	(100.0%)

- ※()内は、平成29年6月1日現在の数値。
- ※本表は、「高年齢者雇用状況報告書」における「70歳以上まで働ける制度等(定年の廃止・引上げ等を除く)の状況」に関する項目が、本年度から 「66歳以上まで働ける制度等(定年の廃止・引上げ等を除く)の状況」に変更されたことにより、本年度から新たに集計したもの。そのため、「⑤そ の他の制度で66歳以上まで雇用」及び「合計②」については、平成29年度の数値は算出できないため、(-)としている。
- ※66歳以上定年制度と66歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「②66歳以上定年」のみに計上している。
- ※「⑤その他の制度で66歳以上まで雇用」とは、希望者全員や基準該当者を66歳以上まで継続雇用する制度は導入していないが、企業の実情に 応じて何らかの仕組みで66歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。
- ※「報告した全ての企業」は表1の「合計」に対応している。

# 表7 70歳以上働ける制度のある企業の状況

	① 定年制の		② 70歳以.		③ 希望者 70歳!	全員	④ 基準制 70歳	<b>达当者</b>	⑤ その他の 70歳」 まで原	制度で 以上	合計 (①~		合計 (①~		報告した 企	
31~300人	213	(187)	76	(72)	303	(263)	595	(500)	235	(225)	592	(522)	1,422	(1,247)	4,236	(4,069)
31~300人	5.0%	(4.6%)	1.8%	(1.8%)	7.2%	(6.5%)	14.0%	(12.3%)	5.5%	(5.5%)	14.0%	(12.8%)	33.6%	(30.6%)	100.0%	(100.0%)
31~50人	144	(116)	41	(41)	140	(119)	235	(201)	81	(75)	325	(276)	641	(552)	1,783	(1,690)
31~30人	8.1%	(6.9%)	2.3%	(2.4%)	7.9%	(7.0%)	13.2%	(11.9%)	4.5%	(4.4%)	18.2%	(16.3%)	36.0%	(32.7%)	100.0%	(100.0%)
51~300人	69	(71)	35	(31)	163	(144)	360	(299)	154	(150)	267	(246)	781	(695)	2,453	(2,379)
31~300人	2.8%	(3.0%)	1.4%	(1.3%)	6.6%	(6.1%)	14.7%	(12.6%)	6.3%	(6.3%)	10.9%	(10.3%)	31.8%	(29.2%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	4	(3)	1	(0)	13	(7)	48	(42)	29	(16)	18	(10)	95	(68)	364	(359)
301人以工	1.1%	(0.8%)	0.3%	(0.0%)	3.6%	(1.9%)	13.2%	(11.7%)	8.0%	(4.5%)	4.9%	(2.8%)	26.1%	(18.9%)	100.0%	(100.0%)
31人以上	217	(190)	77	(72)	316	(270)	643	(542)	264	(241)	610	(532)	1,517	(1,315)	4,600	(4,428)
総計	4.7%	(4.3%)	1.7%	(1.6%)	6.9%	(6.1%)	14.0%	(12.2%)	5.7%	(5.4%)	13.3%	(12.0%)	33.0%	(29.7%)	100.0%	(100.0%)
51人以上	73	(74)	36	(31)	176	(151)	408	(341)	183	(166)	285	(256)	876	(763)	2,817	(2,738)
総計	2.6%	(2.7%)	1.3%	(1.1%)	6.2%	(5.5%)	14.5%	(12.5%)	6.5%	(6.1%)	10.1%	(9.3%)	31.1%	(27.9%)	100.0%	(100.0%)

- ※()内は、平成29年6月1日現在の数値。
- ※70歳以上定年制度と70歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「②70歳以上定年」のみに計上している。
- ※「⑤その他の制度で70歳以上まで雇用」とは、希望者全員や基準該当者を70歳以上まで継続雇用する制度は導入していないが、企業の実情に 応じて何らかの仕組みで70歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。
- ※「報告した全ての企業」は表1の「合計」に対応している。

# 表8 都道府県別の状況

(%)

	雇用確保措置	導入企業割合	66歳以上働け 企業			( <u>%)</u> <sup>-</sup> る制度のある 割合
北海道	99.7%	(99.7%)	26.4%	(-)	24.8%	(20.9%)
青森	100.0%	(100.0%)	32.2%	(-)	29.2%	(26.0%)
岩手	99.9%	(99.4%)	41.8%	(-)	40.0%	(26.2%)
宮城	99.7%	(99.7%)	29.9%	(-)	27.3%	(24.1%)
秋田	99.9%	(99.6%)	42.4%	(-)	40.0%	(33.7%)
山形	99.7%	(98.6%)	25.4%	(-)	23.6%	(21.1%)
福島	99.7%	(99.3%)	28.4%	(-)	25.7%	(20.9%)
茨城	99.9%	(99.9%)	26.8%	(-)	25.2%	(23.2%)
栃木	100.0%	(100.0%)	28.5%	(-)	26.8%	(21.9%)
群馬	99.7%	(99.8%)	27.3%	(-)	25.7%	(21.5%)
埼玉	99.6%	(99.6%)	30.6%	(-)	28.7%	(24.7%)
千葉	99.6%	(99.6%)	34.6%	(-)	33.0%	(29.7%)
東京	99.8%	(99.7%)	20.5%	(-)	19.2%	(17.0%)
神奈川	99.9%	(99.7%)	25.6%	(-)	23.9%	(21.2%)
新潟	99.8%	(99.9%)	30.4%	(-)	28.6%	(26.2%)
富山	100.0%	(99.9%)	35.2%	(-)	33.2%	(31.2%)
石川	99.8%	(99.9%)	25.6%	(-)	24.3%	(20.0%)
福井	100.0%	(100.0%)	27.5%	(-)	25.2%	(20.6%)
山梨	100.0%	(99.7%)	26.7%	(-)	25.7%	(20.0%)
長野	100.0%	(99.9%)	31.2%	(-)	29.5%	(25.8%)
岐阜	99.9%	(99.9%)	34.9%	(-)	32.7%	(28.7%)
静岡	99.5%	(99.7%)	29.9%	(-)	27.9%	(24.4%)
愛知	99.9%	(99.9%)	30.2%	(-)	28.1%	(25.5%)
三重	100.0%	(99.9%)	32.3%	(-)	30.5%	(25.8%)
滋賀	99.4%	(99.3%)	29.4%	(-)	26.9%	(21.6%)
京都	99.5%	(99.2%)	25.2%	(-)	23.9%	(21.3%)
大阪	99.6%	(99.9%)	25.2%	(-)	23.6%	(21.0%)
兵庫	99.7%	(99.4%)	25.3%	(-)	23.3%	(20.9%)
奈良	99.2%	(99.2%)	33.6%	(-)	30.9%	(29.2%)
和歌山	99.7%	(99.8%)	30.2%	(-)	28.0%	(25.5%)
鳥取	99.9%	(100.0%)	28.9%	(-)	26.4%	(22.2%)
島根	100.0%	(99.8%)	35.6%	(-)	33.5%	(29.4%)
岡山	99.7%	(99.7%)	28.3%	(-)	26.7%	(24.7%)
広島	99.3%	(99.6%)	28.0%	(-)	26.1%	(23.8%)
丘口	99.9%	(99.9%)	33.4%	(-)	31.7%	(27.9%)
徳島	99.8%	(99.8%)	32.6%	(-)	30.1%	(26.9%)
香川	99.9%	(99.9%)	31.8%	(-)	29.0%	(25.8%)
愛媛	99.7%	(99.7%)	30.5%	(-)	29.4%	(25.3%)
高知	99.8%	(99.7%)	25.6%	(-)	24.2%	(19.8%)
福岡	99.9%	(99.7%)	29.1%	(-)	27.7%	(23.5%)
佐賀	99.7%	(99.9%)	28.0%	(-)	25.1%	(23.6%)
長崎	99.7%	(98.9%)	28.7%	(-)	27.6%	(21.8%)
熊本	99.7%	(99.6%)	27.1%	(-)	24.9%	(20.1%)
大分	100.0%	(100.0%)	36.3%	(-)	33.5%	(26.4%)
宮崎	100.0%	(100.0%)	33.9%	(-)	31.8%	(29.1%)
鹿児島	99.5%	(99.7%)	30.0%	(-)	28.1%	(24.3%)
沖縄	99.5%	(99.6%)	22.6%	(-)	21.7%	(18.8%)
全国計	99.8%	(99.7%)	27.6%	(-)	25.8%	(22.6%)

<sup>※31</sup>人以上規模企業の状況

<sup>※()</sup>内は、平成29年6月1日現在の数値。

# 表9-1 60歳定年企業における定年到達者の状況

	企業数 (社)	定年到達者総数(人)	継続	雇用者数		・関連会社等での 雇用者数	定年退職者数 (継続雇用を希望しない者)	(継続雇用を	退職者数 希望したが継続雇用 なかった者)	継続雇用の 終了による 離職者数 (人)
60歳定年企業で 定年到達者がいる企業等	1,722	6,145	5,416	88.1% (86.7%)	206	3.4% (2.3%)	<b>724</b> 11.8% (13.1%)	5	0.1% (0.2%)	964
うち女性	833	2,252	2,032	90.2% (89.0%)	51	2.3% (1.0%)	218 9.7% (10.8%)	2	0.1% (0.2%)	173

- ※()内は、平成29年6月1日現在の数値。
- ※過去1年間(平成29年6月1日から平成30年5月31日)に60歳定年企業において定年年齢に到達した者について集計している。
- ※「継続雇用の終了による離職者数」は継続雇用制度における上限年齢に到達したことによる離職者の数。

# 表9-2 経過措置企業に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況

		基準を適用でき									
	企業数 (社)		継続雇用者数 (基準に該当し引き続き継続 雇用された者)		継続雇用終了者数 (継続雇用の更新を 希望しない者)			継続雇用終了者数 (基準に該当しない者)			
経過措置適用企業で 基準適用年齢到達者(62歳) がいる企業	348	1,552	1,410	90.9%	(91.4%)	104	6.7%	(6.4%)	38	2.4%	(2.2%)
うち女性	149	377	345	91.5%	(93.0%)	26	6.9%	(5.7%)	6	1.6%	(1.3%)

- ※()内は、平成29年6月1日現在の数値。
- ※平成29年6月1日から平成30年5月31日に経過措置適用企業(60歳、61歳、62歳定年企業)において基準適用年齢に到達した者について集計している。

# 表10 年齡別常用労働者数

		年齢計 60歳以上合計 60		60~64歳	60~64歳		65歳以上 (平成25年以降はうち70)			
	平成17年	401,661人	(100.0)	24,381人	(100.0)	18,510人	(100.0)	5,87		(100.0)
	平成18年	408,205人	(101.6)	26,233人	(107.6)	18,878人	(102.0)	7,35	55人	(125.3)
	平成19年	426,681人	(106.2)	31,821人	(130.5)	21,991人	(118.8)	9,83	80人	(167.4)
	平成20年	501,565人	(124.9)	44,687人	(183.3)	31,039人	(167.7)	13,6	48人	(232.5)
	平成21年	480,325人	(119.6)	48,480人	(198.8)	32,543人	(175.8)	15,9	37人	(271.5)
<b>+</b> 5	平成22年	583,341人	(145.2)	66,230人	(271.6)	48,508人	(262.1)	17,7	22人	(301.9)
規模企業 り り り り り り り り り り り り り り り り り り り	平成23年	586,441人	(146.0)	68,811人	(282.2)	52,239人	(282.2)	16,5	72人	(282.3)
企以	平成24年	599,137人	(149.2)	71,852人	(294.7)	53,718人	(290.2)	18,1	34人	(308.9)
**上	平成25年	595,116人	(148.2)	72,122人	(295.8)	52,569人	(284.0)	19,553人	(4,823人)	(333.0)
	平成26年	621,855人	(154.8)	78,385人	(321.5)	54,330人	(293.5)	24,055人	(5,895人)	(409.7)
	平成27年	612,300人	(152.4)	78,568人	(322.3)	52,457人	(283.4)	26,111人	(6,744人)	(444.7)
	平成28年	631,370人	(157.2)	83,415人	(342.1)	53,148人	(287.1)	30,267人	(8,055人)	(515.5)
	平成29年	657,869人	(163.8)	90,810人	(372.5)	55,071人	(297.5)	35,739人	(10,517人)	(608.7)
	平成30年	671,251人	(167.1)	97,500人	(399.9)	55,394人	(299.3)	42,106人	(13,553人)	(717.2)
	平成21年	521,905人	(100.0)	53,746人	(100.0)	36,060人	(100.0)	17,686人		(100.0)
	平成22年	625,905人	(119.9)	71,870人	(133.7)	52,310人	(145.1)	19,5	60人	(110.6)
	平成23年	629,798人	(120.7)	74,979人	(139.5)	56,456人	(156.6)	18,5	23人	(104.7)
±≡ 3	平成24年	647,012人	(124.0)	78,556人	(146.2)	58,058人	(161.0)	20,4	98人	(115.9)
模 1	平成25年	644,244人	(123.4)	78,991人	(147.0)	56,730人	(157.3)	22,261人	(5,597人)	(125.9)
規模企業 31人以上	平成26年	672,171人	(128.8)	85,670人	(159.4)	58,622人	(162.6)	27,048人	(6,787人)	(152.9)
^上	平成27年	664,456人	(127.3)	86,326人	(160.6)	56,714人	(157.3)	29,612人	(7,759人)	(167.4)
	平成28年	695,141人	(133.2)	93,911人	(174.7)	58,244人	(161.5)	35,667人	(9,731人)	(201.7)
	平成29年	724,516人	(138.8)	102,277人	(190.3)	60,348人	(167.4)	41,929人	(12,649人)	(237.1)
	平成30年	741,155人	(142.0)	110,587人	(205.8)	60,980人	(169.1)	49,607人	(16,513人)	(280.5)

※()は平成17年を100とした場合の比率(31人以上は平成21年を100とした場合の比率)

# 「高年齢者が年齢に関わりなく働ける職場づくり」に取り組む事業主の皆さまへ

# 用推進助成金

この助成金制度は、生涯現役社会の実現に向けて、65歳以上への定年引上げ等や高年齢者の雇用環境整備、 高年齢の有期契約労働者を無期雇用に転換した事業主に対して助成するもので、高年齢者の雇用推進を図る ことを目的としています。本助成金は I ~Ⅲの3つのコースに分けられます。

# 65歳超継続雇用促進コース

概要

A. 65歳以上への定年引上げ、B. 定年の定めの廃止、C. 希望者全員を対象とする66歳以 上の継続雇用制度の導入のいずれかを導入した事業主に対して助成を行うコースです。

支給額

定年引上げ等の措置の内容や年齢の引上げ幅、60歳以上の雇用保険被保険者数に応じて、 下表の金額を支給します。

# 【 A. 65歳以上への定年引上げ 】 【 B. 定年の定めの廃止 】

()は引上げ幅

措置内容		В			
60歳以上	65歳まで	ご引上げ	66歳以」	定年の定めの	
被保険者数	(5歳未満)	(5歳)	(5歳未満)	(5歳以上)	廃止
1~2人	10万円	15万円	15万円	20万円	20万円
3~9人	25万円	100万円	30万円	120万円	120万円
10人以上	30万円	150万円	35万円	160万円	160万円

# 【 C 希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の道入】

( ) は引 ト げ幅

(C. 中主日王兵で対象とする00歳久工の心脈を用助反の等人) (7.6.51工) 福							
措置内容	С						
60歳以上	66~69	歳まで	70歳以上				
被保険者数	(4歳未満)	(4歳未満) (4歳)		(5歳以上)			
1~2人	5万円	10万円	10万円	15万円			
3~9人	15万円	60万円	20万円	80万円			
10人以上	20万円	80万円	25万円	100万円			

※定年引上げと、 継続雇用制度の導 入を合わせて実施 した場合の支給額 はいずれか高い額 のみとなります。

# 主な 支給要件

- 制度を規定した際に経費を要した事業主であること。
- 制度を規定した労働協約または就業規則を整備している事業主であること。
- 制度の実施日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、高年齢者雇用安定法第 8条または 第9条第1項の規定と異なる定めをしていないこと。
- 支給申請日の前日において、当該事業主に1年以上継続して雇用されている者であって60歳以上 の雇用保険被保険者※が1人以上いること。
  - ※短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者を除き、期間の定めのない労働契約を締結する労働者または定年後に継続雇 用制度により引き続き雇用されている者に限ります。
- 高年齢者雇用推進員の選任及び次の(a)から(g)までの高年齢者雇用管理に関する措置を1つ以上 実施している事業主であること。

【高年齢者雇用管理に関する措置】

- (a)職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等 (b)作業施設・方法の改善
- (c)健康管理、安全衛生の配慮 (d)職域の拡大 (e)知識、経験等を活用できる配置、処遇の改善
- (f)賃金体系の見直し、(g)勤務時間制度の弾力化

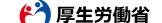
### 受給手続きの流れ

定年引上げ等実施後2カ月以内に申請

主

● 支給の申請 ② 支給の決定

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 (申請は、主たる雇用保険適用事業所の所在する支部: 高齢・障害者業務課)





LL300401雇高01

# Ⅱ 高年齢者雇用環境整備支援コース

高年齢者向けの機械設備の導入や雇用管理制度の整備等について、措置を実施した事業主 に対して費用の助成を行うコースです(実施期間:2年以内)。

対象となる措置は以下の通りです。

A. 高年齢者向けの機械設備、作業方法、作業環境の導入・改善

高年齢者の就労機会の拡大が可能となる機械設備、作業方法、作業環境の導入又は改善など

B. 高年齢者の雇用管理制度の整備

職務に応じた賃金・能力評価制度、短時間勤務制度などの導入・改善、法定外の健康管理制度の導入など

# 支給額

支給額は、A·Bのいずれの場合も

< >内は生産性要件を満たした事業主に適用される数値 ※ 2

- a.措置に要した費用<sup>※1</sup>の60% <75%> (中小企業以外は45% <60%> ) と
- b.1年以上雇用されている者であって60歳以上の雇用保険被保険者のうち、

「措置により雇用環境整備計画の終了日の翌日から6か月以上継続して 雇用されている人数×28.5万円<36万円> J

を比較して、**少ないほうの額を支給**します(企業規模問わず1,000万円が上限です)。



【ケース②】 a:費用の60% **く**b:対象者数×28.5万円 a b 支給額

➡ 支給額は、b:対象者数×28.5万円

▶ 支給額は、a:支給対象経費の60%

主な 支給要件

- ※1 「B. 高年齢者の雇用管理制度の整備」について、1企業につき初めの1回に限り、当該措置の実施に 30万円の経費を要したものとみなして算定します(2回目以降は実費で算定)。
- ※2 生産性要件の詳細については、厚生労働省ホームページに掲載していますので、ご参照ください。 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html
  - 「雇用環境整備計画書」を(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に提出して、計画内容 について認定を受けていること。
  - 上記計画に基づき、雇用環境整備措置を実施し、当該措置の実施の状況及び雇用環境整備計画の 終了日の翌日から6か月間の使用・運用状況を明らかにする書類を整備している事業主であるこ と。
  - 雇用環境整備計画書提出日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、高年齢者 雇用安定法第8条または第9条第1項の規定と異なる定めをしていないこと。
  - 支給申請日の前日において、当該事業主に1年以上継続して雇用されている者であって60歳以上 の雇用保険被保険者※であって、講じられた高年齢者雇用環境整備の措置により雇用環境整備計 画の終了日の翌日から6か月以上継続して雇用されている者が1人以上いること。 ※短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者を除きます。
  - 雇用環境整備措置の実施に要した経費であって、対象経費を支給申請日までに支払ったこと。

### 受給手続きの流れ む計画開始の3カ月前の日までに申請 ① 計画の申請 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 ② 計画の認定 事業主 (申請は、主たる雇用保険適用事業所または措置を実施する ❸ 支給の申請 雇用保険適用事業所の所在する支部: 高齢・障害者業務課) ② 支給の決定 ❸ 計画期間終了日の翌日から6カ月後の日の翌日~ その2カ月以内に申請

# Ⅲ 高年齢者無期雇用転換コース

概要

**50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用に転換**させた事業主に対して助成を行うコースです。

支給額

対象労働者一人につき※1、下表の金額を支給します。

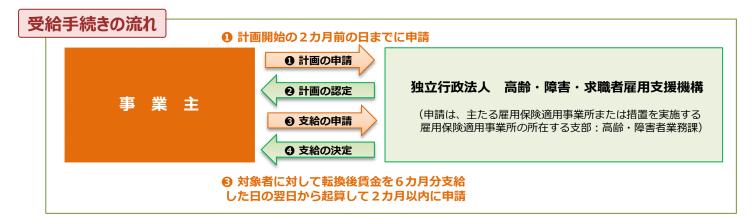
< >内は生産性要件を満たした事業主に適用される数値 ※ 2

中小企業	中小企業以外		
<b>48万円</b> < <b>60</b> 万円>	38万円 <48万円>		

- ※1 支給申請年度1適用事業所当たり10人までとします。
- ※2 生産性要件の詳細については、厚生労働省ホームページに掲載していますので、ご参照ください。 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html

主な 支給要件

- (1) 「無期雇用転換計画書」を(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に提出し、計画内容について認定を受けていること。
- (2) 有期契約労働者を無期雇用労働者に転換する制度\*を労働協約または就業規則その他これに 準ずるものに規定していること。
  - ※実施時期が明示され、かつ有期契約労働者として平成25年4月1日以降に締結された契約に係る期間が通算5年以内の者を無期雇用労働者に転換するものに限ります。
- (3)上記(2)の制度の規定に基づき、雇用する50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換すること。
  - ※無期雇用転換日において64歳以上の者はこの助成金の対象労働者になりません。
- (4)上記(2)により転換された労働者を、転換後6カ月以上の期間継続して雇用し、当該労働者に対して転換後6カ月分の賃金\*を支給すること。
  - ※通常勤務をした日数が11日未満の月は除きます。
- (5) 無期雇用転換計画書提出日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、高年 齢者雇用安定法第8条または第9条第1項の規定と異なる定めをしていないこと。



# 注意事項(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲコース共通)

- ・助成金の申請に関して、(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構が調査をしたり、報告を求める場合があります。期限までに機構の求める書類が提出されない場合、助成金は支給しません。
- ・不正受給を行った事業主は助成金の返還を求められることがあります。また、不正を行った事業主名を機構の ホームページで公表し、悪質な場合は刑事事件として告発することがあります。
- ・機構に提出した書類や添付資料の写しなどは、支給決定されたときから5年間保存しなければなりません。

この助成金の支給要件や手続き等の詳細については、都道府県支部高齢・障害者業務課(東京支部、 大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課)へお問い合わせください。

# 相談・申請の窓口一覧(各都道府県の支部高齢・障害者業務課)

тыру т	时少心日 克(日即延川末少人即向时 年日日末初味)	
	所在地	電話番号
北海道	〒063-0804 札幌市西区二十四軒4条1-4-1 北海道職業能力開発促進センター内	011-622-3351
青森	〒030-0822 青森市中央3-20-2 青森職業能力開発促進センター内	017-721-2125
岩手	〒020-0024 盛岡市菜園1-12-18 盛岡菜園センタービル3階	019-654-2081
宮城	〒985-8550 多賀城市明月2-2-1 宮城職業能力開発促進センター内	022-361-6288
秋田	〒010-0101 潟上市天王字上北野4-143 秋田職業能力開発促進センター内	018-872-1801
山形	〒990-2161 山形市大字漆山1954 山形職業能力開発促進センター内	023-674-9567
福島	〒960-8054 福島市三河北町7-14 福島職業能力開発促進センター内	024-526-1510
茨城	〒310-0803 水戸市城南1-4-7 第5プリンスビル5階	029-300-1215
栃木	〒320-0072 宇都宮市若草1-4-23 栃木職業能力開発促進センター内	028-650-6226
群馬	〒379-2154 前橋市天川大島町130-1 ハローワーク前橋3階	027-287-1511
埼玉	〒336-0931 さいたま市緑区原山2-18-8 埼玉職業能力開発促進センター内	048-813-1112
千葉	〒261-0001 千葉市美浜区幸町1-1-3 ハローワーク千葉5階	043-204-2901
東京	〒130-0022 墨田区江東橋2-19-12 ハローワーク墨田5階	03-5638-2284
神奈川	〒241-0824 横浜市旭区南希望ヶ丘78 関東職業能力開発促進センター内	045-360-6010
新潟	〒951-8061 新潟市中央区西堀通6-866 NEXT21ビル12階	025-226-6011
富山	〒933-0982 高岡市八ケ55 富山職業能力開発促進センター内	0766-26-1881
石川	〒920-0352 金沢市観音堂町へ1 石川職業能力開発促進センター内	076-267-6001
福井	〒915-0853 越前市行松町25-10 福井職業能力開発促進センター内	0778-23-1021
山梨	〒400-0854 甲府市中小河原町403-1 山梨職業能力開発促進センター内	055-242-3723
長野	〒381-0043 長野市吉田4-25-12 長野職業能力開発促進センター内	026-258-6001
岐阜	〒500-8842 岐阜市金町5-25 G-front Ⅱ7階	058-265-5823
静岡	〒422-8033 静岡市駿河区登呂3-1-35 静岡職業能力開発促進センター内	054-280-3622
愛知	〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦1-10-1 MIテラス名古屋伏見4階	052-218-3385
三重	〒514-0002 津市島崎町327-1 ハローワーク津2階	059-213-9255
滋賀	〒520-0856 大津市光が丘町3-13 滋賀職業能力開発促進センター内	077-537-1214
京都	〒617-0843 長岡京市友岡1-2-1 京都職業能力開発促進センター内	075-951-7481
大阪	〒566-0022 摂津市三島1-2-1 関西職業能力開発促進センター内	06-7664-0722
兵庫	〒661-0045 尼崎市武庫豊町3-1-50 兵庫職業能力開発促進センター内	06-6431-8201
奈良	〒634-0033 奈良県橿原市城殿町433 奈良職業能力開発促進センター内	0744-22-5232
和歌山	〒640-8483 和歌山市園部1276 和歌山職業能力開発促進センター内	073-462-6900
鳥取	〒689-1112 鳥取市若葉台南7-1-11 鳥取職業能力開発促進センター内	0857-52-8803
島根	〒690-0001 松江市東朝日町267 島根職業能力開発促進センター内	0852-60-1677
岡山	〒700-0951 岡山市北区田中580 岡山職業能力開発促進センター内	086-241-0166
広島	〒730-0825 広島市中区光南5-2-65 広島職業能力開発促進センター内	082-545-7150
山口	〒753-0861 山口市矢原1284-1 山口職業能力開発促進センター内	083-995-2050
徳島	〒770-0823 徳島市出来島本町1-5 ハローワーク徳島5階	088-611-2388
香川	〒761-8063 高松市花ノ宮町2-4-3 香川職業能力開発促進センター内	087-814-3791
愛媛	〒791-8044 松山市西垣生町2184 愛媛職業能力開発促進センター内	089-905-6780
高知	〒780-8010 高知市桟橋通4-15-68 高知職業能力開発促進センター内	088-837-1160
福岡	〒810-0042 福岡市中央区赤坂1-10-17 しんくみ赤坂ビル6階	092-718-1310
佐賀	〒849-0911 佐賀市兵庫町大字若宮1042-2 佐賀職業能力開発促進センター内	0952-37-9117
長崎	〒854-0062 諫早市小船越町1113 長崎職業能力開発促進センター内	0957-35-4721
熊本	〒861-1102   合志市須谷2505-3   熊本職業能力開発促進センター内	096-249-1888
大分	〒870-0131 大分市皆春1483-1 大分職業能力開発促進センター内	097-522-7255
宮崎	〒880-0916 宮崎市大字恒久4241 宮崎職業能力開発促進センター内	0985-51-1556
鹿児島	〒890-0068 鹿児島市東郡元町14-3 鹿児島職業能力開発促進センター内	099-813-0132
沖縄	〒900-0006 那覇市おもろまち1-3-25 沖縄職業総合庁舎4階	098-941-3301

◆助成金の詳細は、厚生労働省と(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページにも掲載しています。

【厚生労働省】 <a href="http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/koyou/koureisha/index.html">http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/koyou/koureisha/index.html</a> 【独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構】 <a href="http://www.jeed.or.jp/elderly/subsidy/">http://www.jeed.or.jp/elderly/subsidy/</a>